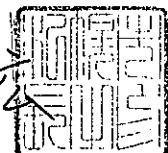


札幌市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 2 月 29 日

札幌市長

秋元克人



札幌市条例第 12 号

札幌市火災予防条例の一部を改正する条例

札幌市火災予防条例（昭和 48 年条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第 43 条第 1 項中「の各号」を削り、同項第 1 号中「で、主要構造部」を「で、特定主要構造部（建築基準法第 2 条第 9 号の 2 イに規定する特定主要構造部をいう。以下同じ。）」に、「以上、主要構造部」を「以上、特定主要構造部」に、「建築基準法第 2 条第 9 号の 3 イ」を「同条第 9 号の 3 イ」に改め、同項第 2 号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。
- (2) 第 47 条第 1 項から第 3 項までの規定中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。